

## 複製・貸借についての細則

### 東京外国語大学アジア・アフリカ言語文化研究所

研究所の所蔵・保管する資料などは、出版もしくは学術研究を目的とする場合、又は原資料提供者もしくはその子孫の方などが希望された場合に、複製・貸借に応じることがあります。

1. 原資料を毀損しないよう、取り扱いに留意してください。
2. 貸借の終了時には、原資料を原態に回復してください。  
原資料の貸借に際しては、原資料の原態回復を担保する保険などの手段を講じてください。
3. 原資料及び提供を受けた複製物の、(再)複製、頒布、撮影、録音、録画、上演、上映、公衆送信・公衆送信可能化(www ページへの掲載など)、又は放送は、書面による事前の許諾が必要です。
4. 原資料及び提供を受けた複製物の展示、上演、上映、公衆送信・公衆送信可能化、及び放送、並びにそれらに基づく出版などでは、適切な形で東京外国語大学アジア・アフリカ言語文化研究所へ言及してください。
5. 原資料及び提供を受けた複製物に基づく出版物は、東京外国語大学アジア・アフリカ言語文化研究所へ1部を寄贈してください。

#### 小川尚義・浅井恵倫台湾資料

1. 「小川尚義・浅井恵倫台湾資料」に関しては、「原資料提供者もしくはその子孫の方など」とは、「資料収集・撮影・録画・録音の対象となった人物の子孫・縁故者または当該民族の文化を継承する公的な団体が、その公的団体よりの公式の請求として、該当する資料の非営利の複製・上演・上映・放送・公衆送信の許諾を求めた場合」と解釈します。

\*備考：\* ここで、民族の文化を継承する公的な団体とは、台湾の「原住民族委員会」のような政府・自治体によって正規に設置された団体を指します。

2. 「小川尚義・浅井恵倫台湾資料」の動画（映画）・音声（録音盤）は、当分の間、次のいずれかによって利用を認めるものとします。
  1. 本研究所内での学術的調査、又は本研究所との共同による調査。
  2. 本研究所が主催又は協賛する展覧会などでの上演・上映・放送・公衆送信。
  3. 原資料提供者又はその子孫などよりの依頼（第1項の解釈によります）。

---

連絡先: 東京外国語大学アジア・アフリカ言語文化研究所・共同研究拠点係  
〒183-8534 東京都府中市朝日町 3-11-1